

### 3 防災拠点を開設する基準

- 横浜市の定め：横浜市域で 1 箇所でも震度 5 強以上が観測されたときは、開設します<sup>1</sup>。
- 谷本中拠点ルール
  - ◇ 横浜市内で震度 5 強以上が観測されない場合でも、防災拠点への被災者収容が必要な災害（震度 5 弱以下の地震、大規模な交通災害、他地域での災害に伴う谷本地区への交通の遮断、大雨等）の発災に際しては、下記判断に基づき、拠点を開設します。
    - ✧ 運営委員長（梅が丘自治会長）または運営副委員長（梅が丘自治会防災部長）の判断、指示に基づき開設します。
    - ✧ 発災に呼応して、自主的に連絡を取り合った、または、自主的に谷本中拠点に集合した、運営委員の合議に基づいて決定し、開設します。
  - ◇ 谷本中拠点ルールによる拠点の開設は、事前または事後に運営委員長、行政委員、学校委員（谷本中学校校長、副校長）に報告します。

### 4 谷本中拠点の組織（班構成）と役割

- 拠点の主な組織は、平時に予め選任される運営委員と、拠点開設に伴い構成される 2 種類のグループ（運営班と生活班）です。

#### 4.1 運営委員長

- ✧ 梅が丘自治会長が兼任します。
- ✧ 平常時は運営委員会を主宰し、発災時は谷本中拠点を運営する責任を負います。
- ✧ 発災時は、谷本中拠点の開設、運営、閉鎖を判断し、承認します。

#### 4.2 運営副委員長

- ✧ 梅が丘自治会防災部長が兼任します。
- ✧ 運営委員長を代行し、平常時の防災拠点運営委員会、梅が丘自治会防災部ならびに防災部会、防災部企画会議を運営します。

#### 4.3 運営委員（平常時）

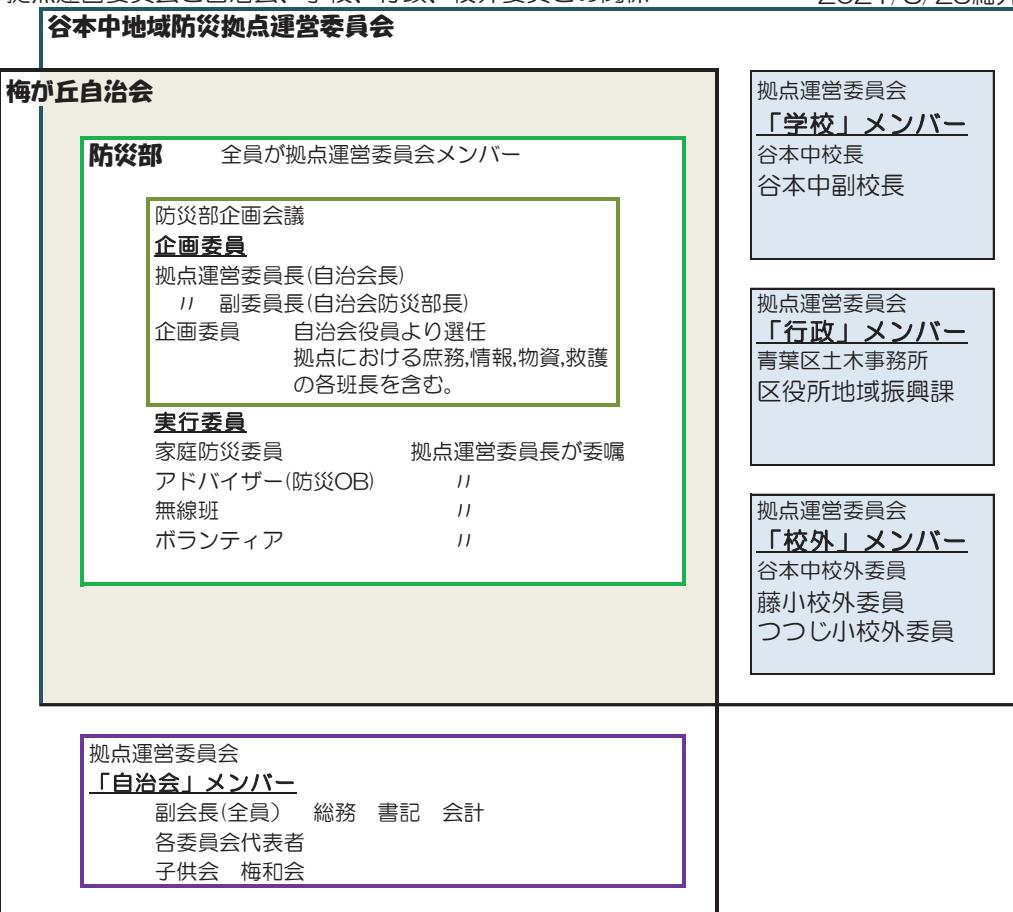
- ✧ 運営委員は、以下の要員により構成します。
  - 運営委員長（上述）
  - 運営委副委員長（上述）
  - 自治会メンバー（自治会委員）：（参考：9.4.1 自治会防災部）
    - 自治会防災部員（防災企画会議企画委員、家庭防災員等）
    - 防災部以外の自治会役員（副会長、総務、書記、会計、各委員会等）
  - 行政委員：青葉区役所により選任された市職員
  - 学校委員：谷本中校長、副校長、および学校長により選任された谷本中職員
  - 校外委員：谷本中、藤が丘小、つつじが丘小の校外委員
- ✧ 運営委員会の役割
  - 本マニュアルを含む、谷本中拠点運営ルールの審議と決定
  - 谷本中拠点設置に必要な、訓練の企画と実施
  - 谷本中拠点ルールに基づく、谷本中拠点開設の決定の合議
  - 谷本中拠点の開設、運営、閉鎖
- ✧ 具体的な要員構成は「11.2 運営委員名簿」に定めます。
- ✧ 下に「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」所載の図を再掲します。

<sup>1</sup> 「防災拠点」開設・運営マニュアル 横浜市総務局危機管理室 平成 25 年 4 月

## 谷本中地域防災拠点運営委員会 組織図（平常時）

拠点運営委員会と自治会、学校、行政、校外委員との関係

2021/8/23細井



### 4.4 本部

- ◆ 谷本中防災拠点の運営を行う、中心的組織として設置します。
- ◆ 谷本中防災拠点の運営について責任を負うとともに、活動班、生活班の活動に対して指示を行います。
- ◆ 運営委員長をトップとして、庶務班（後述）を中心とし、各運営班から所要のメンバーを招集して開設します。

### 4.5 権限の委譲と代行

- ◆ 下に「谷本中学校地域防災拠点運営委員の心得」の規定を再掲します。

### 初動における、防災拠点設置/運営に関する、指示権限移譲順位

(2015.09.27 梅が丘自治会防災部定例会議議事録に基づく)

組織間 本部（庶務班>情報班）>避難者対応部（物資班>救急班）

本部内 運営委員長>副委員長>庶務班長>情報班長>庶務副班長

>庶務(自治会書記2年目)>庶務(自治会書記1年目)>庶務(自治会会計)

避難者対応部 物資班長>救護班長>物資副班長>救護副班長

例：本部では運営委員長が指揮→委員長不在時は副委員長が指示→副委員長不在時は庶務班長…のように指揮権限を移します。

### 4.6 運営班（仕事の分担）

- ◆ 谷本中拠点を維持、運営するための活動単位となる班です。
- ◆ 庶務、情報、救護、物資の4班があります。
  - ・ 庶務班：谷本中拠点の本部の中核として、全体の司令塔（コントロールタワー）となり、外部との折衝、全体的な指示を行います。

- ・ 情報班：谷本中拠点の運営にかかわる情報の収集と周知・伝達、記録の保全を行います。庶務班の活動を補佐、補完します。
  - ・ 救護班：本部との相談に基づき、避難者と在宅被災者の支援を行います。
  - ・ 物資班：本部との相談に基づき、物資の配分と受け入れ、保管管理を行います。
- ◆ 谷本中拠点に避難する中学生以上の健康な人は、いずれかの運営班に入って、拠点の運営に協力します。
- ◆ 班長は、平時の準備として、運営委員会において運営委員の中から選任しておきます。具体的には「11.2 運営委員名簿」に定めます。
- ◆ 各運営班の下に具体的な役割を持つ担当とその責任者を置きます
- ◆ 運営各班の仕事と、設置を想定する担当の概略は下表のとおりです。

運営班	しごと	設置する責任者/担当（例示）
庶務班	防災拠点開設・運営に関する総合調整 区本部との各種連絡、調整に関する事項 会議の開催に際する事務局 ボランティアの受付、その他対応 防災拠点の秩序やルールに関する事項 その他、他の班に属さない事項 在宅被災生活者の支援調整に関する事項 支えあいカードなどに基づく一人暮らしの高齢者への支援に対する事項	行政担当 ボランティア担当 ルール管理担当 在宅被災者担当 感染症防止対策担当 要介護者担当 診療拠点担当
情報班	各種の情報の管理 震災、自治会区域内の被災情報のとりまとめ 防災拠点の情報発信拠点機能に関する事項 (掲示板の掲出・掲出情報の管理) 区割り及びスペースへの割り振り 避難者カードの管理 避難者リストの作成 ・自治会（在宅等被災生活者）との情報受伝達	自治会窓口 区割り担当 集約担当 掲示物管理担当 診療拠点担当
救護班	地域の救出、救護活動に関する事項 負傷者の医療機関への搬送に関する事項 自治会の区域内の被災状況の確認 防災拠点と地域の防犯パトロールに関する事項 避難者の生活の支援 在宅被災者への支援	消防担当 パトロール担当 医療機関担当 診療拠点担当
物資班	・水（飲料水、生活用水）の確保に関する事項 ・食料の調達、配布に関する事項 ・備蓄品の管理、リストの作成 ・救援物資の管理及び配布 ・トイレ対策に関する事項	生活器材準備担当 飲料水担当 トイレ対策担当 炊き出し担当 物品配分担当

#### 4.7 生活班（生活の単位）

- ◆ 谷本中拠点で生活する上で、物資支給、各種連絡等を実施するための班わけです。
- ◆ 拠点運営中は、避難者はいずれかの生活班として、物資や情報を受取ります。
- ◆ 生活班の班作りは、庶務班と情報班が担当します。
- ◆ 生活班の班作りは、居住地域（自治会のブロックや班）を基本的には構成単位とします。

### 5 防災拠点の開設（0～72時間の作業）

#### 5.1 新たに防災拠点を開設する（0～半日以内で実施する作業）

- ◆ 設営の概要を「5.1.1 開設の概要」に示します。
- ◆ 「5.1.1 開設の概要」を実行する上での留意点、補足事項を「5.1.2 運営委員の参考